

入札公告

平成27年11月17日

独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小川 康 恭

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

「労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事」 一式

(2) 概要

詳細については、仕様書による。

2 競争参加資格に関する事項

(1) 契約を締結する能力を有しないと認められる者又は破産者で復権を得ていない者でないこと。ただし、未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者はこの限りではない。

(2) 以下の一に該当すると認められる場合は、その事実があった後2年間を経過している者であること。なお、これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者。

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者。

⑤ 正当な理由が無くて契約を履行しなかった者。

⑥ ①～⑤の一に該当する事実があった後2年間を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他使用人として使用した者。

(3) 競争参加資格については、平成27・28年度の厚生労働省競争参加資格を準用するものとし、同資格の「管工事」において、A、B、C、又はD等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 平成17年度以降に元請として完成、引渡が完了した下記の要件を満たす改修工事の施工実績を有する者。

① 建物用途 研究施設

② 延床面積 15,000㎡以上

③ 工事種目 管工事

(5) 上記実績を証明する資料（契約書、図面等）を提出すること。

(6) 次に掲げる基準を満たす技術者を当該工事に専任で配置できること。

1級管工事施工管理技士、労働衛生工学コンサルタント又は同等以上の資格を有し、平成17年度以降に元請けとして完成・引渡が完了した下記の要件を満たす改修工事の施工実績を有する者。監理技術者にあつては資格者証及び講習修了証を有する者。

イ) 建物用途 研究施設

ロ) 延床面積 5,000㎡以上

ハ) 工事種目 管工事

(7) 上記実績を証明する資料（契約書、図面等）及び配置予定技術者に係る資格の写しを提出すること。

(8) 官庁から指名停止を受けている期間に該当しない者。

(9) 下記3の期間内に現場確認を行った者。

(10) 第1回の入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(11) 労働保険に加入しており、且つ直近2年間の労働保険料の未納が無いこと。

- (1 2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、官公署から排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。
- (1 3) 上記(3)～(7)の事実を確認するため、当該事実を証明する資料(写し可)を、以下の宛先・期日により提出することとする。

宛 先 独立行政法人労働安全衛生総合研究所 総務課経理第二係
期 日 平成27年12月9日(水) 12:00

3 現場確認

入札に参加する者は、現場確認を行うこと。現場確認は以下の日程で受け付ける。現場確認を希望する場合、電話にて事前に日程調整をすること。

日 時 入札公告掲載日から平成27年12月9日(水)の間の月、火、水、木、金曜日
ただし10時から12時、13時から17時までの間とする

場 所 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所総務課経理第二係
電話：044-865-6111(代表)

4 入札書の提出

入札書は郵送又は持参により受け付ける。

ただし、郵送する場合には書留郵便等の配達記録が残るもので開札日(平成27年12月16日)の11時までには必着のこと。

郵送先 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1
独立行政法人労働安全衛生総合研究所 総務課経理第二係

5 入札及び開札の日時、場所

入札開札は、当法人の入札業務に携わらない職員立ち会いのもと、下記日時にて執り行い、開札後速やかに結果を連絡するものとする。

日 時 平成27年12月16日(水) 14時00分

場 所 〒214-8585 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 総務課経理第二係

※ 開札に立ち会わない者に対しては、FAXにて開札結果を知らせるものとする。

6 その他

(1) 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付を免除する。

(2) 入札の無効

上記2に示した競争参加資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、これを無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 契約に係る情報の公表に関する事項

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところ。

これに基づき、別紙のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

以 上

<独立行政法人の契約に係る情報の公表>

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当研究所との関係に係る情報を当研究所のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当研究所において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当研究所との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

※ 予定価格が一定の金額を超えない契約や光熱水費の支出に係る契約等は対象外

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額、法人番号等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当研究所の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当研究所との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当方に提供していただく情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当研究所OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(5) その他

応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了承ください。

入札説明書

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び予定数量

「労働安全衛生総合研究所(登戸地区)恒温恒湿実験室改修工事」 一式
別添仕様書参照のこと

(2) 完成期限

平成28年3月9日(水)

2 工事の内容、規格、数量及び契約条件

別添1仕様書(工事設計図含む)及び別添2契約書案のとおり。

3 支払条件

履行完了の確認をもって支払うものとする。

4 入札心得

(1) 入札価格は、仕様書に基づいて算出した価格により入札を行う。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした者のうち最低価格の入札者を落札者とする。

※入札書の金額は消費税込みの額を記載すること。

なお、契約担当者がその者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認めるときは、当法人の規程に定めるところにより予定価格の制限の範囲内で申し込みをした他の者のうち最低価格の入札者を落札者とすることができる。

(3) 入札書の様式は別添3様式とする。なお、第1回の入札に際し、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を提出すること。

(4) 入札書の宛名は、「独立行政法人労働安全衛生総合研究所理事長」宛とすること。

(5) 入札書には、社名及び代表者名の記入、社印及び代表者印を押印すること。

(6) 代表者以外の者が入札する場合は、委任状を持参すること(様式指定無し)。

(7) 入札書における金額訂正は行わないこと。

(8) 入札の最低価格が予定価格を超えている場合はその場で再度入札を行うので、そのための入札書を用意すること。

なお、郵送による入札の場合には再度入札には参加できない。

5 入札者に求められる義務

(1) この入札に参加を希望する者は、入札公告2(3)の競争参加資格を有すること

を証明する書類（競争参加資格の写し）及び同 2（4）～（7）の同種の工事を実施した実績等を証明する書類（契約書・仕様書・図面・技術者資格に関する書類等の写し）を平成 27 年 12 月 9 日（水）12 時までに提出しなければならない。
（2）この入札に参加を希望する者は、入札公告 3 のとおり現場確認を行うこと。

6 その他

質問書（紙媒体・電子媒体の別は問わないが書面によること）は、事前に総務課経理第二係に電話連絡の上、平成 27 年 12 月 9 日（水）正午までに必着で持参、郵便、FAX または電子メールで送付すること。

独立行政法人労働安全衛生総合研究所 総務課経理第二係 松本

TEL : 044-865-6111

FAX : 044-865-6116

E-mail : matsumoto-masafumi@h.jniosh.go.jp

以 上

労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事 仕様書

1. 工事名称

労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事

2. 工事項目

・労働安全衛生総合研究所（登戸地区）研究本館5階・恒温恒湿実験室の温度・湿度管理システム及び換気設備の更新工事

3. 完成期限

平成28年3月9日（水）

4. 主要機器の仕様、構成及び図面

・本仕様書別添の工事設計図「独立行政法人労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事」（以下単に「設計図」という。）によること。

5. 工事の仕様及び手順

・設計図のⅠ．「工事概要」及びⅡ．「工事仕様」、その他設計図に記載の各事項によること。

6. 検査

- (1) 納入設置後、仕様書の要求性能を満たしていることを確認するために検査を行う。
- (2) 検査に当たっては検査内容について、発注者の監督職員と協議して実施すること。
- (3) 検査に当たって性能を確認するため必要な装置、材料工具等は請負者が準備すること。

7. その他

- (1) 工事に依る備品の破損、研究の中断等が発生した場合は損害を補償すること。
- (2) 騒音作業の場所と時間は研究の内容により制限が生ずる。
- (3) 既設設備等の撤去材の廃棄処分は全て本工事とする。

なお、既設機器を法に基づく適切な廃棄処理を行ったことを示す証明書を研究所に提出すること。また、証明書には当該廃棄に掛かった費用の金額を表示すること。

- (4) 既設設備撤去更新時の養生等に対する条件を下記とする。

① 室内を施工区域とそれ以外の区域に仕切りを設け区分すること。また、資材は清潔なものを使用すること。

② 上記の仕切取付、取外時は室内をビニールにて養生するなどの埃が舞い上がらな

い対策をして施工すること。

③ 作業区域の床に傷を付けないこと。

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所 (登戸地区) 恒温恒湿実験室改修工事

工事設計図

図面リスト (機械)

番号	名称	縮尺
M-00	図面リスト	A1・A3:N.S
M-01	特記仕様書・凡例	A1・A3:N.S
M-02	機器表(撤去・新設)	A1・A3:N.S
M-03	5階 ダクト平面図(撤去・改修)	A1:1/50 A3:1/100
M-04	5階 配管平面図(撤去・改修)	A1:1/50 A3:1/100
M-05	5階 恒温機械室ダクト詳細図	A1:1/30 A3:1/60
M-06	5階 恒温機械室電気詳細図	A1:1/30 A3:1/60
M-07	機器詳細図、空調機盤図	A1:1/10 A3:1/20

独立法人 労働安全衛生総合研究所

恒温恒湿実験室改修工事 工事設計図

仕様書

I. 工事概要

1. 工事場所 神奈川県川崎市多摩区長尾6-21-1

2. 建物概要

建物名称	構造	階数	延べ面積 (m ²)	消防法施行令別表第一	備考
研究本館	SRC造	B1-5階	15.347		

3. 工事種目 (●印を付けたものを適用する)

建物別及び屋外工事種目	工事種別				
	研究本館	屋上	一式	一式	
● 空調和設備					
○ 換気設備					
○ 排煙設備					
○ 自動制御設備					
○ 衛生器具設備					
○ 給水設備					
○ 排水設備					
○ 給湯設備					
○ 消火設備					
○ ガス設備					

4. 指定部分

・ 無 ○ 有

- 秤量台用Push-Pull型排気装置に関して、Pull側排気装置の性能試験は、第三者によるDOPテスト (0.3 μ m Test) を行う。その性能は、フィルタ捕集効率と同等であること。又、その試験結果を添付すること。
- 本装置の振動を秤量台に伝達しないこと。
- ナノ粒子の秤量作業に支障がなく、秤量物は排気装置により外部に漏出しなことを。

II. 工事仕様

1. 共通仕様

- 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、すべて国土交通省建設大臣官房官庁営繕部監修の機械設備工事共通仕様書 (平成25年版) 及び機械設備工事標準図 (平成25年版) による。
- 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下配の工事仕様は適用しない。なお、電気設備工事の工事仕様は、(/) 図、建築工事の工事仕様は (/) 図による。

2. 特記仕様

- 章は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
- 特記事項のうち選択する事項は、○印の付いたものを適用し、●印の付いたものは適用しない。

章	項目	特記事項
● 一般共通事項	① 機材等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は、監督職員の承認を受ける。 (○ 資格の区分 ・ 資格の区分) を有するもの。
	② 主任技術者等	
	③ 電気保安技術者	
	④ 技能士の適用	○ 適用する ・ 適用しない
	⑤ 監督員事務所	○ 配管施工 (配管工事) ・ 建築板金施工 (ダクト製作および取付け)
	⑥ 工事用電力	○ 熱絶縁施工 (保温工事) ・ 冷凍空調和機器施工 (冷凍空調機器の据付)
	⑦ 工事用仮設物	・ 設けない ○ 設ける
	⑧ 足場・さん橋類	この工事に必要な工事用電力、水及び諸手続などの費用は、すべて請負者の負担とする。
	⑨ 残土処分	構内につくることが ○ できる ・ できない
	⑩ 埋め戻し土	・ 別契約の関係請負者が設置したものは無償で使用できる。
	⑪ 工事写真	○ 本工事で設置とする。
	12 案内板	○ 埋戻し後の建設残土は、監督職員が指示する構内の場所に敷きならしとする。・ 現場説明書による。
	⑬ 総合調整	○ 根切り土の中の良質土 (ただしコンクリート管以外の管の周囲は山砂の類) ・ 山砂の類
	⑭ 電源周波数	建設大臣官房官庁営繕部監修「工事写真の撮り方 (改第2訂版) 建築設備編」による。
	⑮ 容量等の表示	機器等の取り扱い方及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の案内板を機械室に設ける。案内板の大きさは、約 m とする。 ²
● 空調和設備	1 設計用温湿度	・ 本工事 (調整項目は下記のものとする。) ・ 風量調整 ○ 水量調整 ・ 室内外空気温度の測定 ・ 室内気流及びじんあいの測定 ・ 騒音の測定 ・ 別途とする。
	2 煙道	○ 50Hz ・ 60Hz
	3 ダクト	(1) 機器類の能力、容量等は表示された数値以上とする。 (2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。

16 耐震措置

設備機器の固定等は、すべて「建設省住宅局監修の建築設備耐震設計・施工指針1997年版」により行う。ただし、設計用地震力 (水平及び鉛直) は次の設計用水平震度K (下表中、固定の機器/防振支持の機器/水槽類) 及び設計用鉛直震度K (K/2_n) を用いて計算する。設計用水平地震力と設計用鉛直地震力は同時に作用するものとする。

設置場所	1階の床以下		1階の天井~ 階の床		階の天井以上	
	重要機器	1.0 / 1.0 / 1.5	1.5 / 1.5 / 1.5	2.0 / 2.0 / 2.0	2.0 / 2.0 / 2.0	2.0 / 2.0 / 2.0
重要以外	0.6 / 1.0 / 1.0	1.0 / 1.5 / 1.0	1.5 / 2.0 / 1.5	2.0 / 2.0 / 2.0	2.0 / 2.0 / 2.0	2.0 / 2.0 / 2.0

設置場所	1階の床以下		1階の天井~ 階の床		階の天井以上	
	重要機器	0.6 / 1.0 / 1.0	1.0 / 1.5 / 1.0	1.5 / 2.0 / 1.5	2.0 / 2.0 / 1.5	2.0 / 2.0 / 1.5
重要以外	0.4 / 0.6 / 0.6	0.6 / 1.0 / 0.6	1.0 / 1.5 / 1.0	1.5 / 2.0 / 1.5	2.0 / 2.0 / 1.5	2.0 / 2.0 / 1.5

- 重要機器は次のものを示す。
 - 給水装置 ・ 排水装置 ・ 換気機器 ・ 空調機器 ・ 熱源機器
 - 防災設備 ・ 監視制御設備 ・ 危険物貯蔵装置
 - 火を使用する設備 ・ 避難経路上に設置する機器

17 配管

呼び径60^{mm}以下のステンレス鋼管の継ぎ手は、SAS-322-95の性能基準を満足することを認定されたものとする。

18 地中埋設配管

- 地中埋設ステンレス鋼管 (継手共) ・
- 地中埋設機 ・ 要 (図示の箇所) ・ 不要
- 埋設表示用テープ ・ 要 (排水管を除く) ・ 不要

19 保温

- 共通仕様書第2編によるほか下記による。
- 屋外露出部 (・ 給水管 ・ 消火管 ・ 膨張管 ・ ドレン管 ・ 弁類を含む) は防凍保温を行う。その仕様は共通仕様書第2編3.1.4及び3.1.5とする。厚さは配管の呼び径25mm以下のものは50mm、呼び径32mm以上のものは40mmとする。
- 共同溝の保温は (共通仕様書第2編の施工箇所) を適用する。
- 多湿箇所は下記の場合とする。
 - 浴室 ・ 脱衣室 ・

20 塗装

- 下記の金属電線管は塗装を行なう。
- 屋外露出 () の屋外露出
- 配管の保温を施さない重鉛めつきを施したダクト及び配管は、塗装を行わない。
- 機械室 ・ 倉庫 ・ 電気室 ・ 自家発電室 ・ EV機械室 ・

21 電線類

- 電線類
- 1) 本工事においては、次の電線類 (EMケーブル) の規格を追加する。

呼称	規格	記号
EM-1E電線	JCS第416号 600V耐燃性ポリリン絶縁電線 (EM-1E)	EM-1E
EM-1C電線	JCS第417号 600V耐燃性架橋ポリリン絶縁電線 (EM-1C)	EM-1C
EM-EEケーブル	600V ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル (丸形)	EM-EER
	600V ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル (平形)	EM-EEF
EM-CEケーブル	600V 架橋ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	EM-CE
高圧 EM-CEケーブル	3300V架橋ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	3kV EM-CE
	6600V架橋ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	6kV EM-CE
EM制御用ケーブル	6600Vトリプレックス架橋ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	6kV EM-CET
	制御用ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	EM-CEE
EM制御用ケーブル	制御用架橋ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	EM-CCE
	耐燃性ポリリン被覆屋内用平形通信電線	EM-TIEF
EM屋内通信線	JCS第74号 耐燃性ポリリン被覆屋内用通信電線	EM-TIEE
EM構内ケーブル	JCS第75号 耐燃性ポリリン絶縁 通信構内ケーブル	EM-TKEE
EMボイ電圧ケーブル	JCS第76号 耐燃性ポリリン絶縁 屋内ボイ電圧ケーブル	EM-BTIEE
EM-CPEEケーブル	JCS第420号 市内対ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	EM-CPEE
EM-FCPEEケーブル	JCS第421号 着色識別ポリリン絶縁耐燃性ポリエリレンスケーブル	EM-FCPEE
EM警報用ケーブル	JCS第396号 A 警報用ポリリン絶縁ケーブル	EM-AE
EM同軸ケーブル	JCS第422号 耐燃性ポリリン絶縁垂直波同軸ケーブル (ポリリン絶縁扁形)	EM-2E
	JCS第423号 75 Ω 受信用耐燃性ポリリン絶縁同軸ケーブル	EM-3E
EMユニットケーブル	JCS第425号 屋内配線用EMユニットケーブル	EM-UB

- EMケーブルで規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。

記号	仕様
EM-CDEES	JCS 258 D (制御用ケーブル (選べい付)) に準じ、絶縁材及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリリンを用いたもの
EM-MEES	JCS 271 A (MVVS) に準じ、絶縁材及びシースにJCS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリリンを用いたもの

- EMケーブルの電線の色別は、原則として建設大臣官房官庁営繕部制定の電気設備工事共通仕様書 (平成9年版) による。

22 はつり

既存コンクリート床、壁等の配管貫通部の穴明けは、ダイヤモンドカッターを用いる。

23 天井上区分別

24 施工区等の取扱い

() 書きの室名は直天井を示し、その他は二重天井を示す。

施工区等の著作権に係わる当該建物に限る使用権は、発注者に移譲するものとする。

	外 気						屋 内					
	湿度 (RH)		湿度 (DB)		湿度 (RH)		湿度 (DB)		湿度 (RH)		湿度 (DB)	
	夏期	冬期	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%	℃	%
	湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)	湿度 (DB)	湿度 (RH)

- 伸縮継手、掃除口及びばいじん量測定口の位置は図示による。
- 低圧ダクト (・ コーナーボルト工法 (長辺の長さが1,500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法) とする。
- 高圧1ダクト (適用範囲は図示による。) とする。

4 風量測定口

5 チャンパー

6 ダンパー

7 配管材料

8 弁類

9 温度計

10 圧力計

11 瞬間流量計

12 油面制御装置

13 絶縁フランジ

14 保温及び消音内貼り

○ 換気設備

1 ダクト

2 風量測定口

3 ダンパー

4 排気ダクトのシール

5 チャンパー

6 保温

○ 排煙設備

1 ダクト

2 排煙口の形式

3 排煙口手動開放装置 (開放及び復帰方式)

4 排煙風量測定

○ 自動制御設備

1 構成その他

○ 衛生器具設置設備

1 衛生器具付風水栓

2 和風大便器前カバー

3 洗面器

○ 給水設備

1 配管材料

2 水栓

3 量水器

4 量水器併

5 弁類

6 水栓柱

7 管の埋設深さ

8 保温

9 建物導入部配管

10 引込納付金等

- 取付け箇所は図示による。
- 内貼りを施すチャンパーの表示寸法は外法を示す。
- 空気調和機、温風暖房機に取り付けするサフライチャンパー、レタンチャンパー及び風道系で消音内貼りしたチャンパーには点検口を設け、大きさは図示による。
- ガラリに直接取り付けするチャンパー類は雨水の滞留のないように施工する。

- 防煙ダンパー
 - 復帰方式 (・ 遠隔 ・)
 - 定格入力 DC24V、0.7A以下とする。
- ピストンダンパー
 - 復帰方式 (・ 遠隔 ・)

- 冷温水管
- 冷却水管
- 油 管
- 蒸気管 給気管 送管

- 膨張管、空気抜き管、ドレン管及び膨張タンクよりポリイタ等への給水管
- JIS又はJV (・ 5K ・ 10K (図示部分))
- 銅管用伸縮管継手の種類は図示による。
- 工業用バイメタル式温度計 (目盛板外径100 ϕ) とし、取付け箇所は図示による。
- 取付け箇所は図示による。
- コック付とし、取付け箇所は図示による。

- 制御盤には (・ 給油ポンプ制御 ・ 満油警報 ・ 遠隔警報 ・ 電磁弁制御 ・ 返油ポンプ制御 ・ 減油警報 ・) の端子を設ける。なおフロートスイッチ部と制御盤間の配管配線は製造者の標準仕様とする。
- 取付け箇所は図示による。

- 共通仕様書第2編3.1.4によるほか、下記による。
- 遠りダクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による)
- 外気ダクトの保温要 (保温の厚さ25mm、範囲は図示による)
- 膨張タンクよりポリイタ等への補給水管の保温は、共通仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。
- 建物内の空気抜き管の保温は、共通仕様書第2編3.1.4の膨張管の項による。
- 空気調和機及びファンコイルユニットの排水管の保温は、共通仕様書第2編3.1.5の排水管の項による。
- 冷媒管の外装の種別は図示による。

- 低圧ダクト (・ コーナーボルト工法 (長辺の長さが1500mm以下の部分) ・ アングルフランジ工法) とする。
- 高圧1ダクト (適用範囲は図示による。)
- 厨房系統の長方形排気ダクトの板厚は、共通仕様書より1ランク厚いものを使用する。
- 取付け箇所は図示による。
- 空気調和設備の当該項目による。
- 浴室 (シャワー室、脱衣室を含む) 系統
- 空気調和設備の当該項目による。
- 共通仕様書第2編3.1.4によるほか、下記のダクトの保温を行う。
 - 全熱交換ユニット用のダクト (保温の厚さ25mm、範囲は図示による) (・ 厨房 ・ 湯沸室) 用の隠べい部ダクト (仕様は (4) ・ 5) とし範囲は図示による。

- 垂鉛鉄板
- 天井取付 (・ スリット形 ・ パネル形)
- 壁取付 (・ スリット形)
- ワイヤー式 ・ 電気式 (遠隔操作 ・ 不要 ・ 要)
- 建築設備定期検査業務指導書 (日本建築設備安全センター) の排煙風量の検査方法に準ずる。

○ 自動制御設備

- 図示による。

○ 衛生器具設置設備

- 水抜栓を使用する場合、水栓は固定こま式とする。
- 和風大便器前カバー
 - 設ける (ピット内は除く) ・ 設けない
- 洗面器
 - 手洗器は止水栓付とする。

○ 給水設備

- 配管材料
 - (1) 給水引込管 (本管 \rightarrow 量水器) 水道事業者の指定による ()
 - (2) 地中埋設配管

- (3) その他の一般配管
- 台所流し用の水栓は泡沫式とする。
- 水抜栓を使用する場合、屋外に設ける水栓は耐寒水栓とする。ただし、屋内は固定こま式とする。
- 親メーター (・ 貸与品 ・) ・ 子メーター (・ 買い取り ・)
- 水道事業者指定品 (・ 貸与品 ・ 買い取り) ・ 標準図MC形量水器併及び併掛のコンクリート部は工場製品としてもよい。
- JIS又はJV ・ 水道直通部分 (・ 10K) ・ その他の部分 (・ 5K ・)
- 逆止弁の衝撃吸収式はライニング不要とする。
- 合成樹脂製 ・ アルミニウム合金製 ・ 人造石とぎ出し製
- 管の先端より原則として、一般敷地は (・ 30cm ・ cm) 構内道階は (・ 60cm ・ cm) 以上とする。
- 共通仕様書第2編3.1.5によるほか、下記による。
 - 鋼板製高置タンクの保温 (・ 不要 ・ 要)
 - 鋼板製受水タンクの保温 (・ 不要 ・ 要)

- 標準図 施工4の
- 要 (・ 別途工事 ・ 本工事) ・ 不要

○ 排水設備

1 配管材料

2 洗面器等の排水管

3 満水試験継手

4 インバート併たの併

5 放流納付金等

○ 給湯設備

1 配管材料

2 絶縁フランジ

3 弁類

○ 消火設備

1 配管材料

2 保温

3 建物導入部配管

- 屋内汚水管
 - 雑排水管
 - 通気管
- 屋外第一樹まで
- 洗面器に直結する排水管は、器具トラップより1サイズアップとする。
- 図示の箇所に取付ける。
- 樹のコンクリート部は工場製品としてもよい。
- 要 (・ 別途工事 ・ 本工事) ・ 不要

- 図示の箇所に取付ける。
- JIS又はJV (・ 5K ・ 10K (図示部分))

- 配管材料
- 保温
- 建物導入部配管

- (1) 屋内消火栓
 - 一般
 - 地中
- (2) 連絡送水管
 - 一般
 - 地中
- (3) 屋外露出配管は共通仕様書第2編3.1.5.e₂ (ハ) ・ Ⅱによる保温を行う。ただし、防凍保温は共通事項による。
- 標準図 施工4の

凡 例

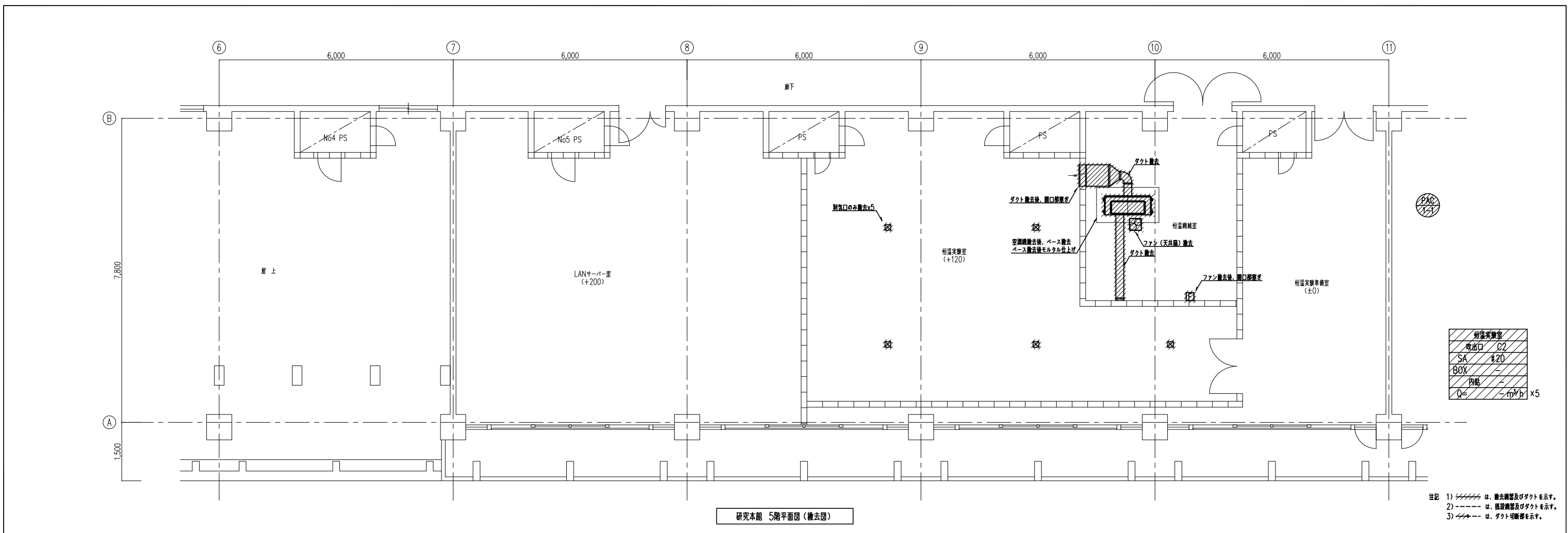
記号	名称	備考
SA	空調給気ダクト	垂鉛鉄板製 (実験室内: 外面塩ビ被覆ダクト)
RA	空調送気ダクト	垂鉛鉄板製
QA	外気取入ダクト	垂鉛鉄板製
EA	排気ダクト	垂鉛鉄板製
吹出口		ステンレス製
吸込口		ステンレス製
R	冷媒管	

撤去機器表

記号	名称	仕様	電気容量 [参考値]			台数	設置場所	備考
			kW	相	V			
PAC-1	パッケージ型空調機 室外機	型式: 設備用ベアタイプ 10HP				1	5階 屋上	
		冷房能力 25.0 kW						
		暖房能力 28.0 kW						
		圧縮機:	5.3	3	200			
		送風機:	0.46	3	200			
		クランクケースヒーター:	35W	3	200			
PAC-1-1	パッケージ型空調機 室内機	型式: 床置ダクト形				1	5階 恒温機械室	
		冷房能力 25.0 kW						
		暖房能力 28.0 kW						
		送風機: 5,400 m ³ /h	1.5	3	200			

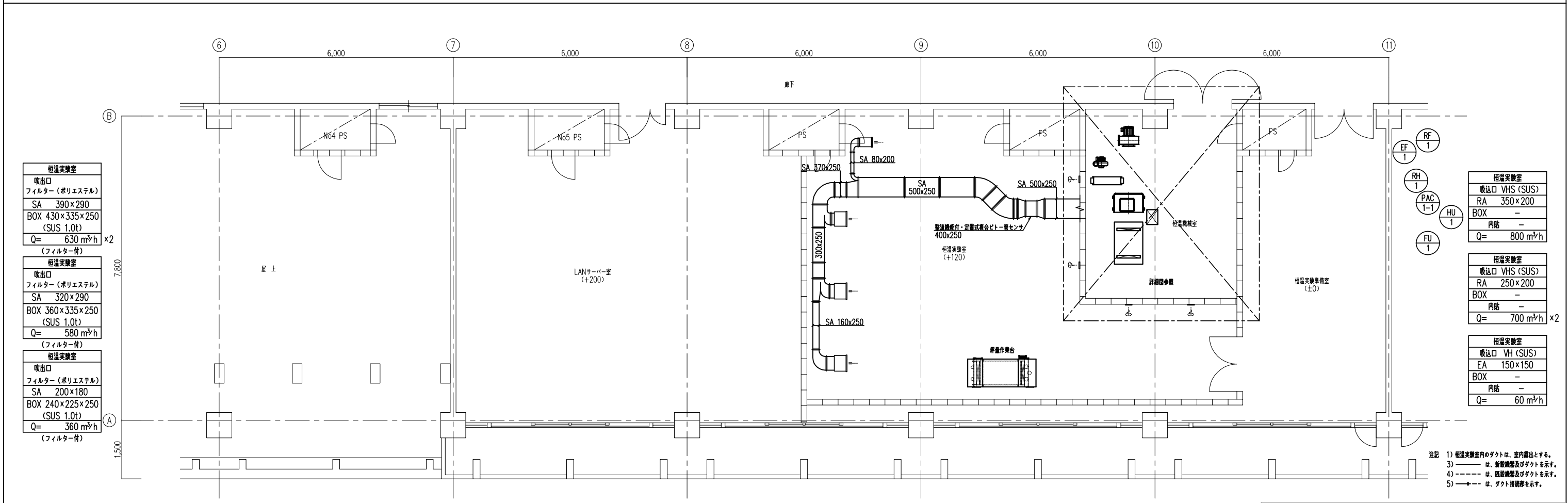
新設機器表

記号	名称	仕様	電気容量 [参考値]			台数	設置場所	備考
			kW	相	V			
PAC-1	パッケージ型空調機 室外機	型式: 設備用ベアタイプ 5HP				1	5階 屋上	消費電力: 3.93kW (暖房)
		冷房能力 12.5 kW						
		暖房能力 14.0 kW						
		圧縮機:	2.4	3	200			
		送風機:	0.06×2	3	200			
		付属品: 防振ゴム他標準付属品一式						
PAC-1-1	パッケージ型空調機 室内機	型式: 床置ダクト形				1	5階 恒温機械室	リモコンスイッチ、ロングライフ フィルターは、制御盤組込
		冷房能力 12.5 kW						
		暖房能力 14.0 kW						
		送風量: 2,100 m ³ /h						
		付属品: 標準付属品一式						
RF-1	送風機	型式: 片吸込シロッコファン (天吊型)				1	5階 恒温機械室	
		能力: 2,100 m ³ /h × 800 Pa	2.2	3	200			
		付属品: 防振巾金物他標準付属品一式						
EF-1	排風機	型式: 片吸込シロッコファン (天吊型)				1	5階 恒温機械室	
		能力: 60 m ³ /h × 380 Pa	0.2	3	200			
		付属品: 防振巾金物他標準付属品一式						
HU-1	加湿器	型式: 電熱式蒸気加湿器				1	5階 恒温機械室	
		処理風量 2,100 m ³ /h	1.2	1	200			
		加湿量: 0.9 kg/h						
		付属品: 給排水ホース、蒸気噴霧管、蒸気ホース、 間接排水トラップ他標準付属品一式						
RH-1	再熱ヒーター	型式: ダクト挿入型電気ヒーター				1	5階 恒温機械室	
		処理風量 2,100 m ³ /h	9.0	3	200			
		加熱能力 9.0 kW						
		入口空気 DB: 14.0℃ H: 35.4 kJ/kg (DA) 出口空気 DB: 24.0℃ H: 47.2 kJ/kg (DA)						
		付属品: 加熱防止器他標準付属品一式						
FU-1	フィルターユニット	型式: ダクト接続型				1	5階 恒温機械室	空調風量: 35 m ³ /min 中性能フィルター定格風量: 33 m ³ /min 高性能フィルター定格風量: 33 m ³ /min
		処理風量 2,100 m ³ /h						
		フィルター: 中性能フィルター (捕集効率 60%以上、光散乱積算法による) 610×305×120t×1枚 高性能フィルター (捕集効率 90%以上、光散乱積算法による) 610×305×120t×1枚						
		付属品: フィルター差圧計、代表差圧スイッチ、 フィルターチャンパーその他標準付属品一式						
	マルチサーモケース	T×2,H×2 内蔵				1	5階 恒温実験室	



恒温実験室	
吹出口	Q2
SA	φ20
BOX	-
内貼	-
Q=	-m³/h x5

注記 1) // は、撤去機器及びダクトを示す。
 2) - - - は、施設機器及びダクトを示す。
 3) --- は、ダクト切断部を示す。

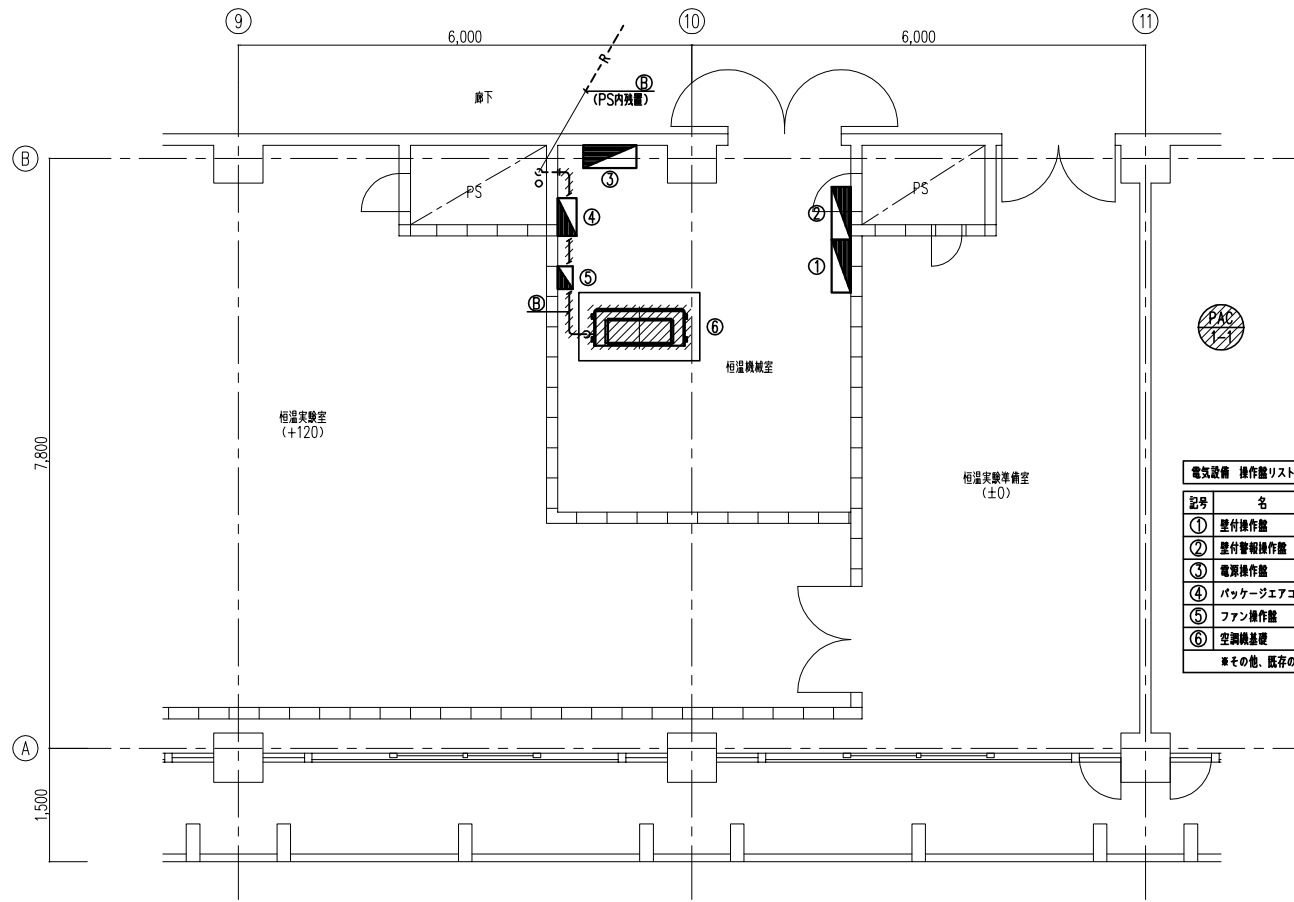


恒温実験室	
吹出口	フィルター (ポリエステル)
SA	390×290
BOX	430×335×250 (SUS 1.0t)
Q=	630 m³/h x2
(フィルター付)	
恒温実験室	
吹出口	フィルター (ポリエステル)
SA	320×290
BOX	360×335×250 (SUS 1.0t)
Q=	580 m³/h
(フィルター付)	
恒温実験室	
吹出口	フィルター (ポリエステル)
SA	200×180
BOX	240×225×250 (SUS 1.0t)
Q=	360 m³/h
(フィルター付)	

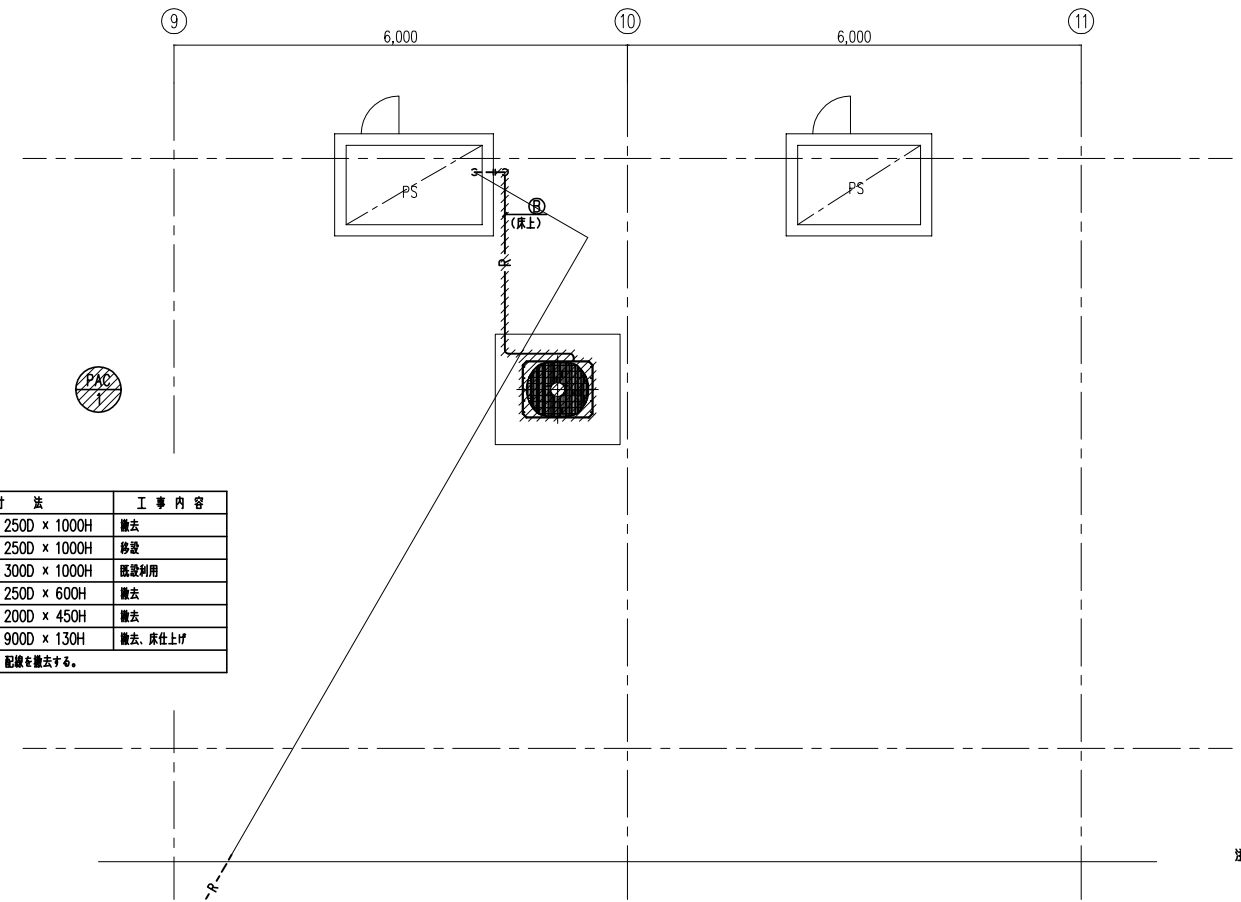
恒温実験室	
吹出口 VHS (SUS)	
RA	350×200
BOX	-
内貼	-
Q=	800 m³/h
恒温実験室	
吹出口 VHS (SUS)	
RA	250×200
BOX	-
内貼	-
Q=	700 m³/h x2
恒温実験室	
吹出口 VH (SUS)	
EA	150×150
BOX	-
内貼	-
Q=	60 m³/h

注記 1) 恒温実験室内のダクトは、室内露出とする。
 3) --- は、新設機器及びダクトを示す。
 4) - - - は、施設機器及びダクトを示す。
 5) --- は、ダクト接続部を示す。

P. NAME 労働安全衛生総合研究所 恒温恒湿実験室改修工事		
DATE H27.08.31	W. NAME 空調設備	S. NO
CHECK	S. NAME 5階 ダクト平面図 (撤去・改修)	M-O 3
DRAW	SCALE A1: 1/50, A3: 1/100	



研究本館 5階平面図 (撤去図)



研究本館 R階平面図 (撤去図)

電気設備 撤去リスト

記号	名称	寸法	工事内容
①	壁付操作盤	700W × 250D × 1000H	撤去
②	壁付制御操作盤	700W × 250D × 1000H	移設
③	電源操作盤	700W × 300D × 1000H	既設利用
④	パケージエアコン操作盤	500W × 250D × 600H	撤去
⑤	ファン操作盤	300W × 200D × 450H	撤去
⑥	空調機基礎	1,600W × 900D × 130H	撤去、床仕上げ

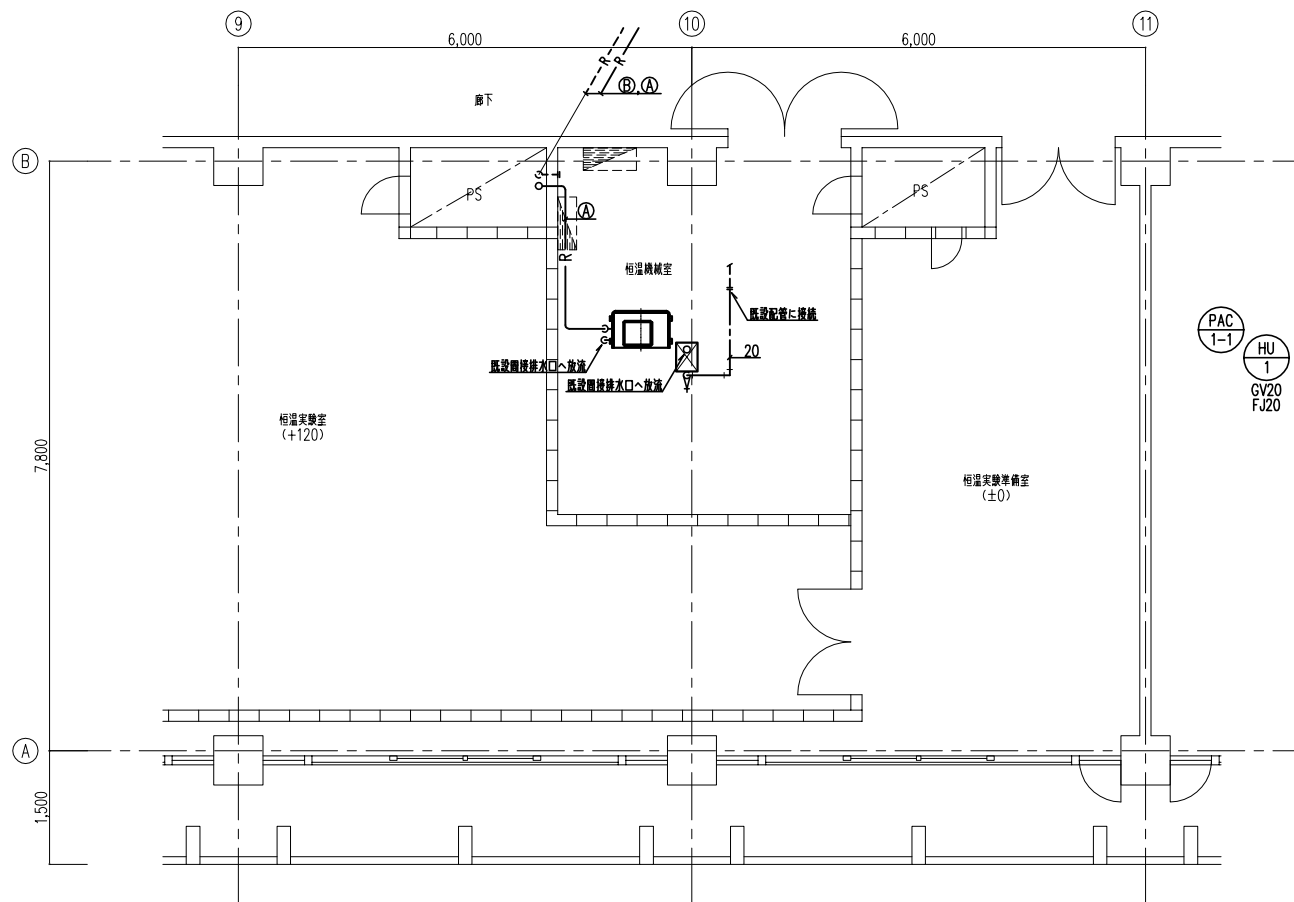
※その他、既存の空調設備に付帯する電気配管、配線を撤去する。

冷媒管サイズ表

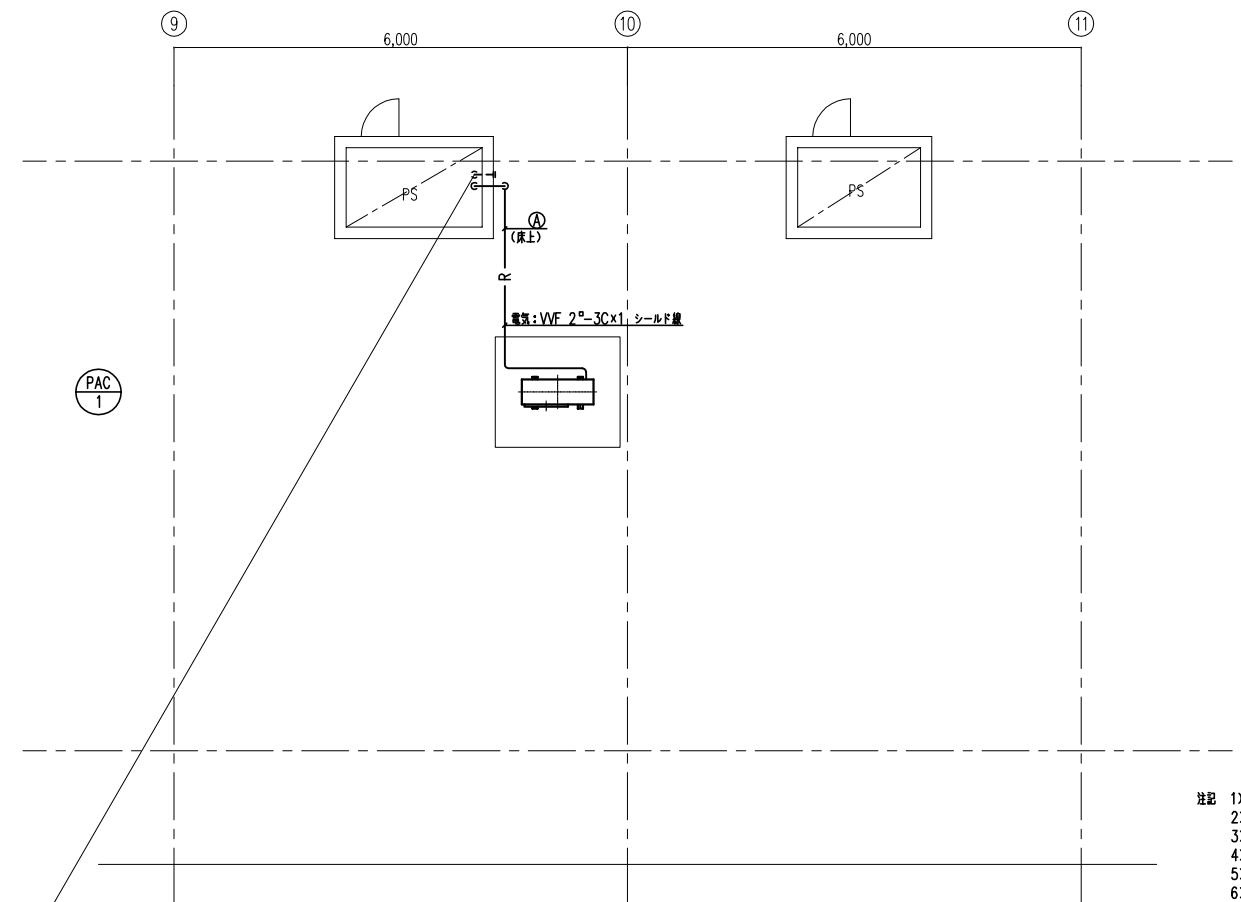
記号	液管	吸入ガス管
Ⓐ	9.52 φ	15.88 φ
Ⓑ	9.52 φ	22.22 φ

(単位: mm)

注記 1) 明記なき配管は、天井配管を示す。
 2) // は、撤去機器及び配管を示す。
 3) - - - は、既設機器及び配管を示す。
 4) /-/- は、配管切断部を示す。



研究本館 5階平面図 (改修図)



研究本館 R階平面図 (改修図)

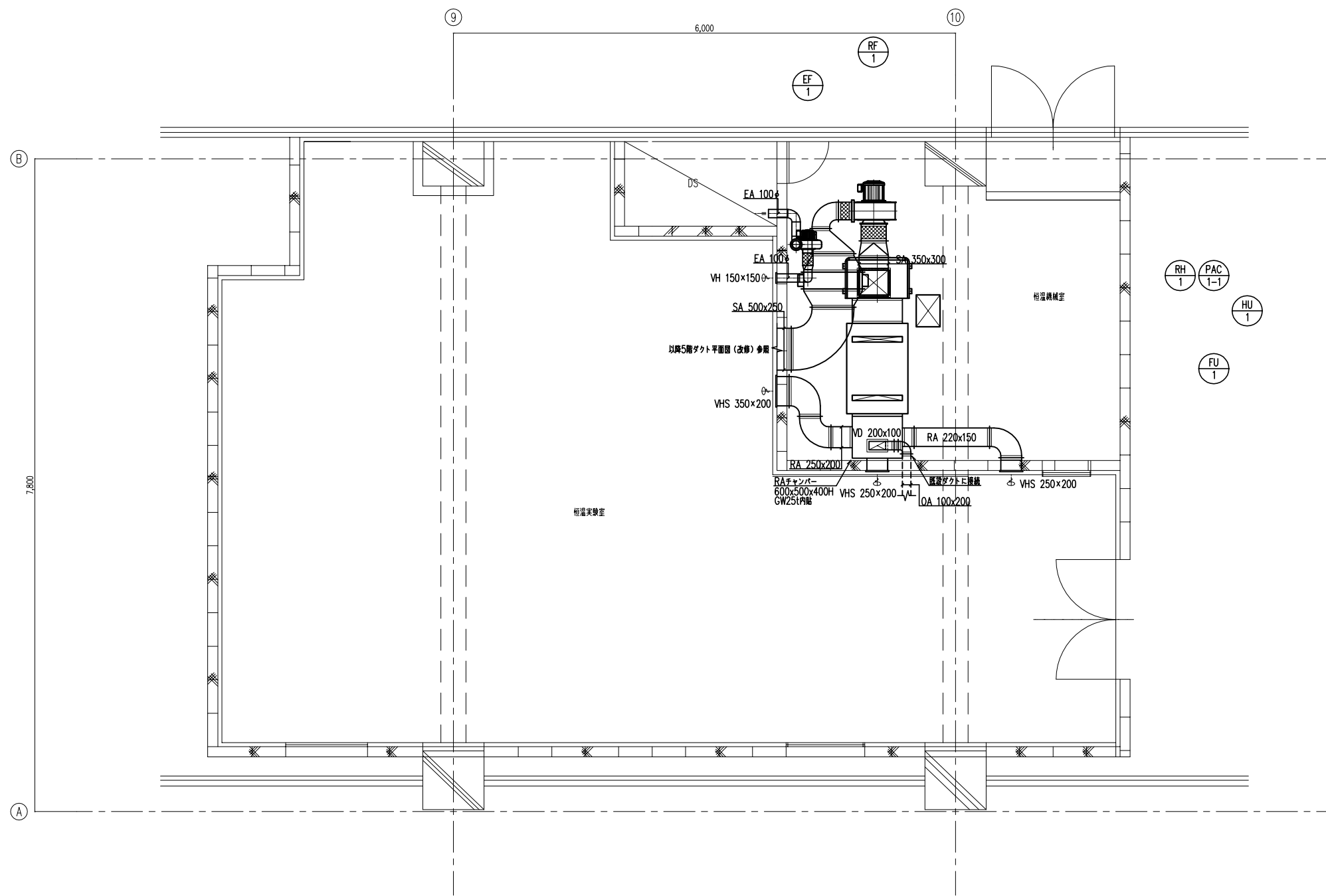
冷媒管サイズ表

記号	液管	吸入ガス管
Ⓐ	9.52 φ	15.88 φ
Ⓑ	9.52 φ	22.22 φ

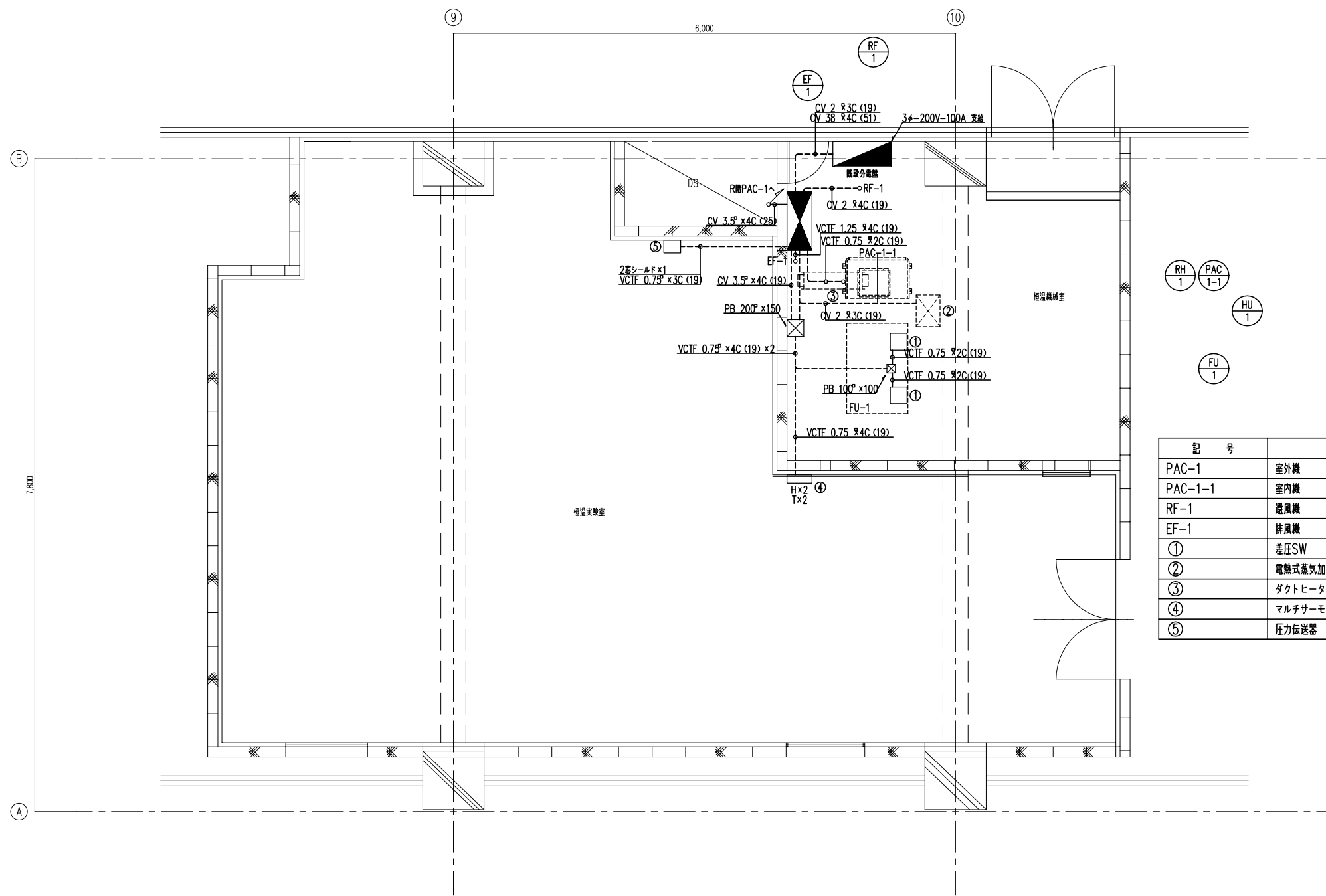
(単位: mm)

注記 1) 明記なき配管は、天井露出配管を示す。
 2) 機器接続のフレンドのサイズは、25Aとする。
 3) - - - は、新設機器及び配管を示す。
 4) - - - は、既設機器及び配管を示す。
 5) /-/- は、配管切断部を示す。
 6) ● は、冷媒配管区画貫通処理必要箇所を示す。
 7) 室内外機の張り配線は、木工事とし冷媒配管夫差とする。

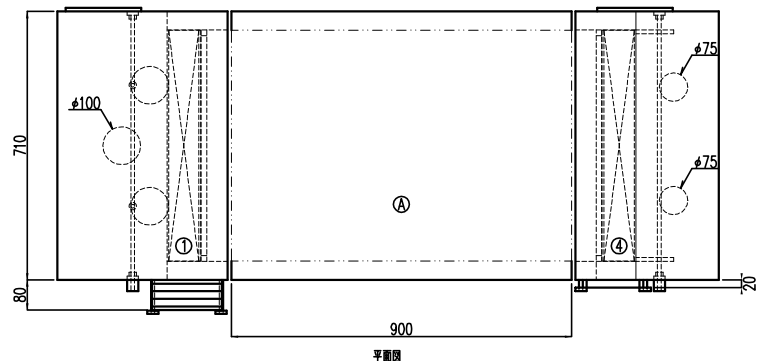
P. NAME 労働安全衛生総合研究所 恒温恒湿実験室改修工事		
DATE H27.08.31	W. NAME 空調和設備	S. NO
CHECK	S. NAME 5・R階 配管平面図 (撤去・改修)	M-O 4
DRAW	SCALE A1: 1/50, A3: 1/100	



P. NAME	労働安全衛生総合研究所 恒温恒湿実験室改修工事		S. NO
DATE	H27. 08. 31	W. NAME	空気調和設備
CHECK		S. NAME	5階 恒温機械室ダクト詳細図
DRAW		SCALE	A1: 1/30、A3: 1/60
			M-05

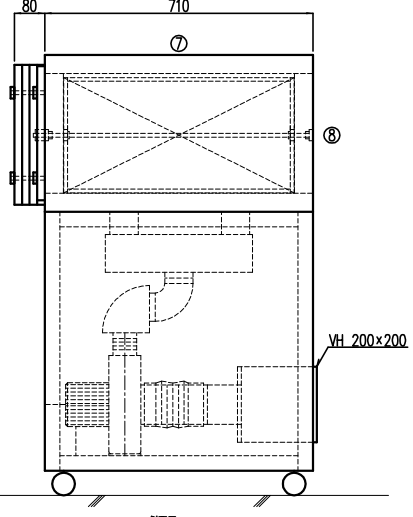
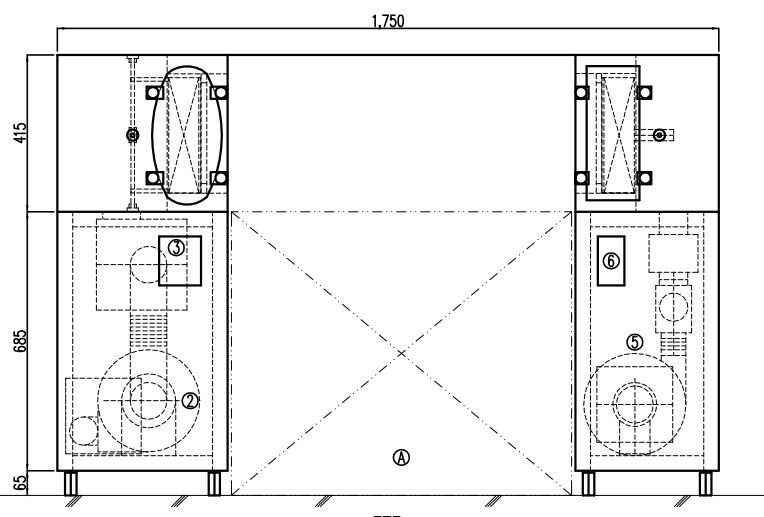


記号	名称	仕様
PAC-1	室外機	3φ×200V×10.8A
PAC-1-1	室内機	1φ×100V×10A
RF-1	送風機	3φ×200V×2.2kW
EF-1	排風機	3φ×200V×0.2kW
①	差圧SW	2個
②	電熱式蒸気加湿器	1φ×200V×1.2kW
③	ダクトヒーター	1φ×200V×9kW (ヒーター9本)
④	マルチサーモケース	T×2, H×2 内蔵
⑤	圧力伝送器	

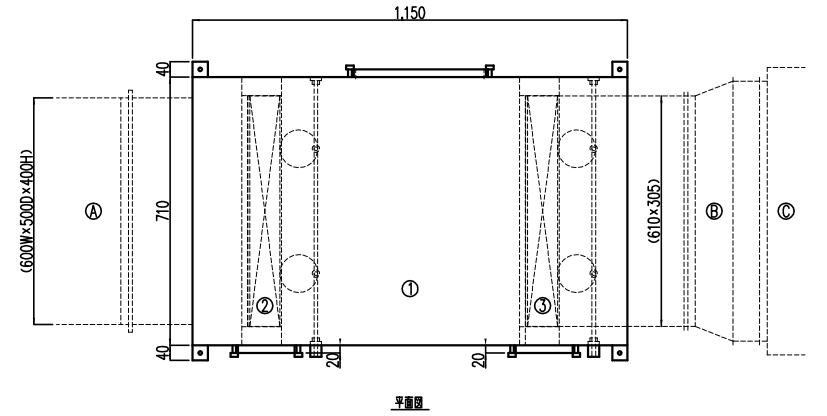


記号	名称	台数	仕様	設置	記号	名称	台数	仕様	設置
A	秤量作業台	1台	外形寸法: 900W×600D×750H 外厚寸法: 450W×710D×415H 材質: SUS304 2B 1.2t 濾性能フィルター: 610W×800×305H, 1枚 処理風量: 4m³/min	既存	④	送気フィルター チャンバ	1台	外厚寸法: 380W×710D×415H 材質: SUS304 2B 1.2t 処理風量: 4m³/min 静圧: 0.3mm TEST 99.97%以上 フィルター: 送気用: 2枚×A規格 送気用: 2枚×A規格	新設
①	送気フィルター チャンバ	1台	外厚寸法: 450W×710D×685H ストッパー: 付キャスター (車輪: ナイロン, 50φ) 主材質: SUS L 3×40, 送気パネル: SUS304 2B 1.0t 内層: グラスワール 25mm, 扉付内蔵	新設	⑤	送気フィルター チャンバ	1台	外厚寸法: 380W×710D×685H ストッパー: 付キャスター (車輪: ナイロン, 50φ) 主材質: SUS L 3×40, 送気パネル: SUS304 2B 1.0t 内層: グラスワール 25mm, 扉付内蔵	新設
②	送気フィルター チャンバ	1台	外厚寸法: 450W×710D×685H ストッパー: 付キャスター (車輪: ナイロン, 50φ) 主材質: SUS L 3×40, 送気パネル: SUS304 2B 1.0t 内層: グラスワール 25mm, 扉付内蔵	新設	⑥	送気ファン	1台	送気ファン: ON, OFF 電源: 3φ×200V×0.2kW 送気口: VH 200×200	新設
③	送気パネル	1台	送気表示: 送気ファン ON, OFF インバータ制御モジュール, 異常表示, プザー停止	新設	⑦	送気パネル	1台	送気表示: 送気ファン ON, OFF インバータ制御モジュール, 異常表示, プザー停止	新設

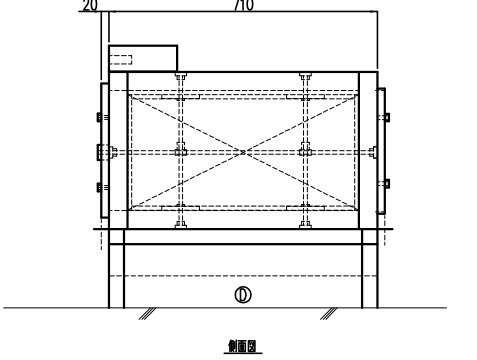
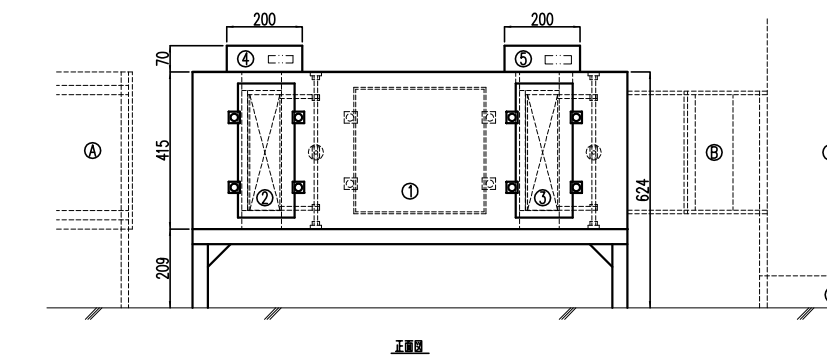
- 特記
- 秤量台上部の気流はナノ粒子の秤量に支障のない気流とする。
 - 送気装置の駆動は、秤量台に伝達しない構造とする。
 - 送気フィルターの設置、交換はBag in Out方式とする。



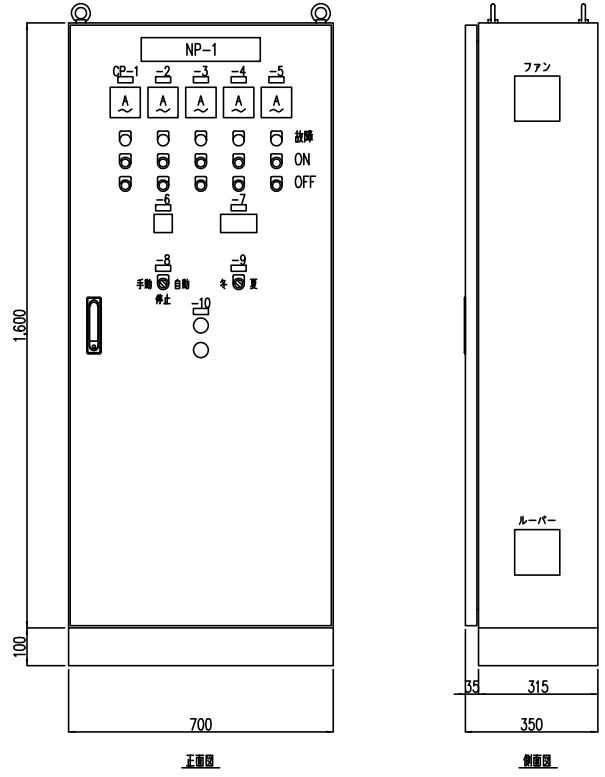
秤量作業用Push-Pull型排気装置詳細図 S=1/10



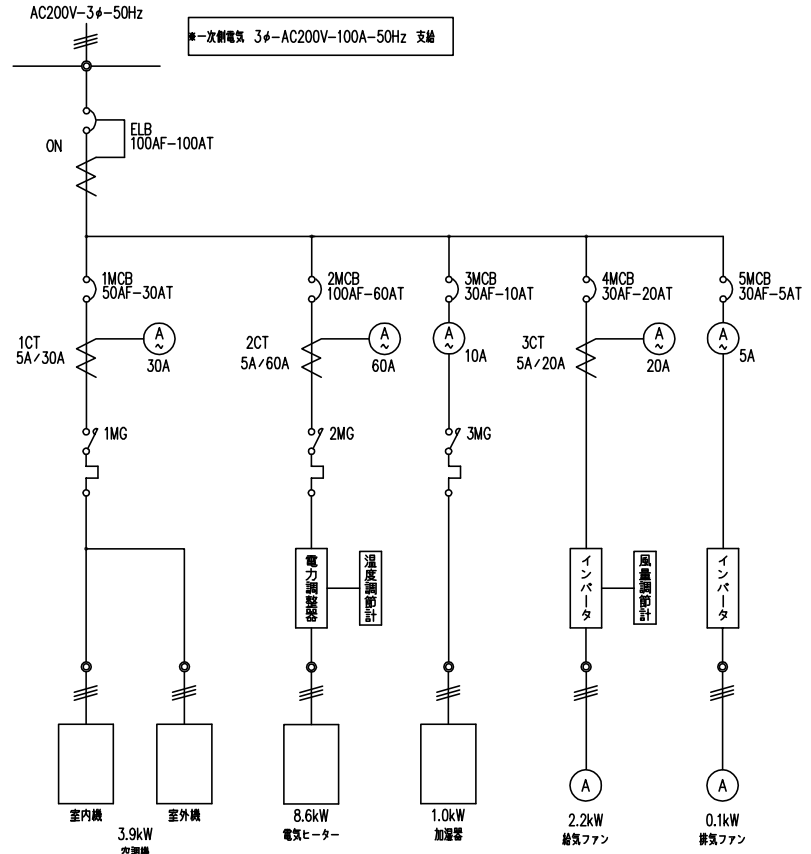
記号	名称	台数	仕様
①	フィルターユニット	1台	本機外形寸法: 1,150W×710D×415H, 架台寸法: 1,150W×710D×209H 本機主材質: SUS304 2B 1.2t, 架台主材質: SUS L 3×40 中性能フィルター: 送気用: 1枚×A規格, フィルターケース: 送気用: 1枚×A規格 フィルター: 送気用: 1枚×A規格, フィルターケース: 送気用: 1枚×A規格
②	中性能フィルター	1枚	外厚寸法: 610×610×120t, 処理風量: 33 m³/min, 圧力損失: 90~294 Pa 濾材: 60~65% (無塵用)
③	高性能フィルター	1枚	外厚寸法: 610×610×120t, 処理風量: 33 m³/min, 圧力損失: 165~343 Pa 濾材: 90~95% (無塵用)
④	送気Box	1set	外厚寸法: 200×180×70H, 材質: SUS304 2B 1.2t 送気口: 1 0~500 Pa, 送気口: 2 0~500 Pa
⑤	送気Box	1set	外厚寸法: 200×180×70H, 材質: SUS304 2B 1.2t 送気口: 1 0~500 Pa, 送気口: 2 0~500 Pa
A	RAチャンバー	1台	外厚寸法: 600×500×400H, 材質: #8アルミ板, 扉付: SS 3×30, GW25mm内蔵
B	空調機用送気チャンバー	1台	外厚寸法: 686×300
C	バネ付空気調整機	1台	
D	脚上木台	1台	750×460×85H



空調機フィルターユニット詳細図 S=1/10



空調機盤図 S=N/S



運転方法				
運転方法	冷暖房切替	ON/OFF スイッチ	運転	故障
空調機	手動	夏	設定温度以上ON	OFF
	自動	夏	設定温度以上ON	OFF
電気ヒーター	手動	冬	設定温度以下ON	OFF
	自動	冬	設定温度以下ON	OFF
加湿器	手動	夏/冬	設定湿度以上ON	OFF
	自動	夏/冬	設定湿度以上ON	OFF
給気ファン	手動	夏/冬	ボリューム設定風量ON	OFF
	自動	夏/冬	定風量運転ON	OFF
排気ファン	手動	夏/冬	ボリューム設定風量ON	OFF
	自動	夏/冬	定風量運転ON	OFF

NP仕様	
NP-NO	記入文字
1	空調機

CP仕様	
CP-NO	記入文字
1	空調機
2	電気ヒーター
3	加湿器
4	給気ファン
5	排気ファン
6	温度コントロール
7	風量コントロール
8	運転方法
9	冷暖房切替
10	プザー停止

(案)

建設工事請負契約書

- 一 工事名 労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事 一式
- 二 工事場所 神奈川県川崎市多摩区長尾六丁目21番1号
- 三 工期 自 平成27年12月〇〇日
至 平成28年3月9日
- 四 請負代金額 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 〇, 〇〇〇, 〇〇〇円)
- 五 契約保証金 免除

上記の工事について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書二通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自一通を保有する。

平成27年12月 日

発注者 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小川 康 恭

受注者 〇〇県〇〇市〇〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

(総則)

第一条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び設計図書を内容とする工事の請負契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

2 受注者は、契約書記載の工事を契約書記載の工期限内に完成し、工事目的物を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その請負代金を支払うものとする。

3 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

- 4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、設計図書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成四年法律第五十一号）に定めるものとする。
- 9 この契約書及び設計図書における期間の定めについては、民法（明治二十九年法律第八十九号）及び商法（明治三十二年法律第四十八号）の定めるところによるものとする。
- 10 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 11 この契約に係る訴訟については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（関連工事の調整）

第二条 発注者は、受注者の施工する工事及び発注者の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

（請負代金内訳書及び工程表）

第三条 受注者は、この契約締結後十四日以内に設計図書に基づいて、請負代金内訳書（以下「内訳書」という。）及び工程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

2 内訳書及び工程表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

（契約の保証）

第四条 受注者は、この契約の締結と同時に、この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証を付さなければならない。

2 前項の場合において、保証金額は、請負代金額の十分の三以上としなければならない。

3 請負代金額の変更があった場合には、保証金額が変更後の請負代金額の十分の三に達するまで、発注者は、保証金額の増額を請求することができ、受注者は、保証金額の減額を請求することができる。

（権利義務の譲渡等）

第五条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、工事目的物並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第十三条第二項の規定による検査に合格したものを第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任又は一括下請負の禁止)

第六条 受注者は、工事の全部若しくはその主たる部分又は他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(下請負人の通知)

第七条 発注者は、受注者に対して、下請負人の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

(特許権等の使用)

第八条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(監督員)

第九条 発注者は、監督員を置いたときは、その氏名を受注者に通知しなければならない。監督員を変更したときも同様とする。

- 2 監督員は、この契約書の他の条項に定めるもの及びこの契約書に基づく発注者の権限とされる事項のうち発注者が必要と認めて監督員に委任したもののほか、設計図書に定めるところにより、次に掲げる権限を有する。
 - 一 この契約の履行についての受注者又は受注者の現場代理人に対する指示、承諾又は協議
 - 二 設計図書に基づく工事の施工のための詳細図等の作成及び交付又は受注者が作成した詳細図等の承諾
 - 三 設計図書に基づく工程の管理、立会い、工事の施工状況の検査又は工事材料の試験若しくは検査（確認を含む。）
- 3 発注者は、二名以上の監督員を置き、前項の権限を分担させたときにあってはそれぞれの監督員の有する権限の内容を、監督員にこの契約書に基づく発注者の権限の一部を委任したときにあっては当該委任した権限の内容を、受注者に通知しなければならない。
- 4 第二項の規定に基づく監督員の指示又は承諾は、原則として、書面により行わなければならない。
- 5 発注者が監督員を置いたときは、この契約書に定める請求、通知、報告、申出、承諾及び解除については、設計図書に定めるものを除き、監督員を経由して行うものとする。この場合においては、監督員に到達した日をもって発注者に到達したものとみなす。
- 6 発注者が監督員を置かないときは、この契約書に定める監督員の権限は、発注者に帰属する。

(現場代理人及び監理技術者等)

第十条 受注者は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を発注者に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。

一 現場代理人

二 専任の監理技術者

三 専門技術者（建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十六条の二に規定する技術者をいう。以下同じ。)

2 現場代理人は、この契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うほか、請負代金額の変更、請負代金の請求及び受領、第十二条第一項の請求の受理、同条第三項の決定及び通知並びにこの契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく受注者の一切の権限を行使することができる。

3 発注者は、前項の規定にかかわらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認められた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。

4 受注者は、第二項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を発注者に通知しなければならない。

5 現場代理人、監理技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができる。

(履行報告)

第十一条 受注者は、設計図書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

(工事関係者に関する措置請求)

第十二条 発注者は、現場代理人がその職務（監理技術者又は専門技術者と兼任する現場代理人にあっては、それらの者の職務を含む。）の執行につき著しく不相当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 発注者又は監督員は、監理技術者、専門技術者（これらの者と現場代理人を兼任する者を除く。）その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等で工事の施工又は管理につき著しく不相当と認められるものがあるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

3 受注者は、前二項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に発注者に通知しなければならない。

4 受注者は、監督員がその職務の執行につき著しく不相当と認められるときは、発注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

5 発注者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から十日以内に受注者に通知しなければならない。

(工事材料の品質及び検査等)

第十三条 工事材料の品質については、設計図書に定めるところによる。設計図書にその品質が明示されていない場合にあつては、中等の品質を有するものとする。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の検査（確認を含む。以下この条において同じ。）を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、当該検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 監督員は、受注者から前項の検査を請求されたときは、請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 4 受注者は、工事現場内に搬入した工事材料を監督員の承諾を受けずに工事現場外に搬出してはならない。
- 5 受注者は、前項の規定にかかわらず、第二項の検査の結果不合格と決定された工事材料については、当該決定を受けた日から七日以内に工事現場外に搬出しなければならない。

(監督員の立会い及び工事記録の整備等)

第十四条 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上調査し、又は調査について見本検査を受けるものと指定された工事材料については、当該立会いを受けて調査し、又は当該見本検査に合格したものを使用しなければならない。

- 2 受注者は、設計図書において監督員の立会いの上施工するものと指定された工事については、当該立会いを受けて施工しなければならない。
- 3 受注者は、前二項に規定するほか、発注者が特に必要があると認めて設計図書において見本又は工事写真等の記録を整備すべきものと指定した工事材料の調査又は工事の施工をするときは、設計図書に定めるところにより、当該見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 4 監督員は、受注者から第一項又は第二項の立会い又は見本検査を請求されたときは、当該請求を受けた日から七日以内に応じなければならない。
- 5 前項の場合において、監督員が正当な理由なく受注者の請求に七日以内に応じないため、その後の工程に支障をきたすときは、受注者は、監督員に通知した上、当該立会い又は見本検査を受けることなく、工事材料を調査して使用し、又は工事を施工することができる。この場合において、受注者は、当該工事材料の調査又は当該工事の施工を適切に行つたことを証する見本又は工事写真等の記録を整備し、監督員の請求があつたときは、当該請求を受けた日から七日以内に提出しなければならない。
- 6 第一項、第三項又は前項の場合において、見本検査又は見本若しくは工事写真等の記録の整備に直接要する費用は、受注者の負担とする。

(支給材料及び貸与品)

第十五条 発注者が受注者に支給する工事材料（以下「支給材料」という。）及び貸与す

る建設機械器具（以下「貸与品」という。）の品名、数量、品質、規格又は性能、引渡場所及び引渡時期は、設計図書に定めるところによる。

- 2 監督員は、支給材料又は貸与品の引渡しに当たっては、受注者の立会いの上、発注者の負担において、当該支給材料又は貸与品を検査しなければならない。この場合において、当該検査の結果、その品名、数量、品質又は規格若しくは性能が設計図書の定めと異なり、又は使用に適当でないと認めたときは、受注者は、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けたときは、引渡しの日から七日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 4 受注者は、支給材料又は貸与品の引渡しを受けた後、当該支給材料又は貸与品に第二項の検査により発見することが困難であった隠れた瑕疵があり使用に適当でないと認めたときは、その旨を直ちに発注者に通知しなければならない。
- 5 発注者は、受注者から第二項後段又は前項の規定による通知を受けた場合において、必要があると認められるときは、当該支給材料若しくは貸与品に代えて他の支給材料若しくは貸与品を引き渡し、支給材料若しくは貸与品の品名、数量、品質若しくは規格若しくは性能を変更し、又は理由を明示した書面により、当該支給材料若しくは貸与品の使用を受注者に請求しなければならない。
- 6 発注者は、前項に規定するほか、必要があると認めるときは、支給材料又は貸与品の品名、数量、品質、規格若しくは性能、引渡場所又は引渡時期を変更することができる。
- 7 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。
- 8 受注者は、支給材料及び貸与品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 9 受注者は、設計図書に定めるところにより、工事の完成、設計図書の変更等によって不用となった支給材料又は貸与品を発注者に返還しなければならない。
- 10 受注者は、故意又は過失により支給材料又は貸与品が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。
- 11 受注者は、支給材料又は貸与品の使用方法が設計図書に明示されていないときは、監督員の指示に従わなければならない。

（工事用地の確保等）

第十六条 発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。

- 2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物

件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 5 第三項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。

（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）

第十七条 受注者は、工事の施工部分が設計図書に適合しない場合において、監督員がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が監督員の指示によるときその他発注者の責めに帰すべき事由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

- 2 監督員は、受注者が第十三条第二項又は第十四条第一項から第三項までの規定に違反した場合において、必要があると認められるときは、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
- 3 前項に規定するほか、監督員は、工事の施工部分が設計図書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
- 4 前二項の場合において、検査及び復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（条件変更等）

第十八条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
- 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
- 三 設計図書の表示が明確でないこと。
- 四 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。
- 五 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。

- 2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。

- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後十四日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果において第一項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
 - 一 第一項第一号から第三号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。
 - 二 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。
 - 三 第一項第四号又は第五号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書の変更）

第十九条 発注者は、必要があると認めるときは、設計図書の変更内容を受注者に通知して、設計図書を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（工事の中止）

第二十条 工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）であつて受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前二項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

（受注者の請求による工期の延長）

第二十一条 受注者は、天候の不良、第二条の規定に基づく関連工事の調整への協力その他受注者の責めに帰すことができない事由により工期内に工事を完成することができないときは、その理由を明示した書面により、発注者に工期の延長変更を請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、工期を延長しなければならない。発注者は、その工期の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、請負代金額について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による工期の短縮等)

第二十二条 発注者は、特別の理由により工期を短縮する必要があるときは、工期の短縮変更を受注者に請求することができる。

- 2 発注者は、この契約書の他の条項の規定により工期を延長すべき場合において、特別の理由があるときは、延長する工期について、通常必要とされる工期に満たない工期への変更を請求することができる。
- 3 発注者は、前二項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(工期の変更方法)

第二十三条 工期の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が工期の変更事由が生じた日（第二十一条の場合にあっては発注者が工期変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が工期変更の請求を受けた日）から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(請負代金額の変更方法等)

第二十四条 請負代金額の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、請負代金額の変更事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この契約書の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第二十五条 発注者又は受注者は、工期内で請負契約締結の日から十二月を経過した後に

日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

- 2 発注者又は受注者は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の千分の十五を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。
ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 4 第一項の規定による請求は、この条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、同項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。
- 5 特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 6 予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。
- 7 前二項の場合において、請負代金額の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。
- 8 第三項及び前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が第一項、第五項又は第六項の請求を行った日又は受けた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（臨機の措置）

第二十六条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ監督員の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を監督員に直ちに通知しなければならない。
- 3 監督員は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第一項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に

要した費用のうち、受注者が請負代金額の範囲において負担することが適当でないと認められる部分については、発注者が負担する。

(一般的損害)

第二十七条 工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第一項若しくは第二項又は第二十九条第一項に規定する損害を除く。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（第四十二条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第二十八条 工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（第四十二条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
- 3 前二項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者及び受注者は協力してその処理解決に当たるものとする。

(不可抗力による損害)

第二十九条 工事目的物の引渡し前に、天災等（設計図書で基準を定めたものにあつては、当該基準を超えるものに限る。）発注者と受注者のいずれの責めにも帰すことができないもの（以下この条において「不可抗力」という。）により、工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び第四十二条第一項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。
- 3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することができる。
- 4 発注者は、前項の規定により受注者から損害による費用の負担の請求があつたときは、当該損害の額（工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具であつて第十三条第二項、第十四条第一項若しくは第二項の規定による検査、立会いその他受注者の工事に関する記録等により確認することができるものに係る額に限る。）及び当該損害の取片付けに要する費用の額の合計額（第六項において「損害合計額」という。）のうち請負代金額の百分の一を超える額を負担しなければならない。

5 損害の額は、次の各号に掲げる損害につき、それぞれ当該各号に定めるところにより、算定する。

一 工事目的物に関する損害

損害を受けた工事目的物に相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

二 工事材料に関する損害

損害を受けた工事材料で通常妥当と認められるものに相応する請負代金額とし、残存価値がある場合にはその評価額を差し引いた額とする。

三 仮設物又は建設機械器具に関する損害

損害を受けた仮設物又は建設機械器具で通常妥当と認められるものについて、当該工事で償却することとしている償却費の額から損害を受けた時点における工事目的物に相応する償却費の額を差し引いた額とする。ただし、修繕によりその機能を回復することができ、かつ、修繕費の額が上記の額より少額であるものについては、その修繕費の額とする。

6 数次にわたる不可抗力により損害合計額が累積した場合における第二次以降の不可抗力による損害合計額の負担については、第四項中「当該損害の額」とあるのは「損害の額の累計」と、「当該損害の取片付けに要する費用の額」とあるのは「損害の取片付けに要する費用の額の累計」と、「請負代金額の百分の一を超える額」とあるのは「請負代金額の百分の一を超える額から既に負担した額を差し引いた額」として同項を適用する。

(請負代金額の変更に代える設計図書の変更)

第三十条 発注者は、第八条、第十五条、第十七条から第二十二條まで、第二十五条から第二十七條まで、前条又は第三十三條の規定により請負代金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、請負代金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて設計図書を変更することができる。この場合において、設計図書の変更内容は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から十四日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が請負代金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から七日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

(検査及び引渡し)

第三十一条 受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から十四日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物

を最小限度破壊して検査することができる。

- 3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 4 発注者は、第二項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。
- 5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払いの完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。
- 6 受注者は、工事が第二項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前五項の規定を適用する。

(請負代金の支払い)

第三十二条 受注者は、前条第二項（同条第六項後段の規定により適用される場合を含む。第三項において同じ。）の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から三十日以内に請負代金を支払わなければならない。
- 3 発注者がその責めに帰すべき事由により前条第二項の期間内に検査をしないときは、その期限を経過した日から検査をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下この項において「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(部分使用)

第三十三条 発注者は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を受注者の承諾を得て使用することができる。

- 2 前項の場合においては、発注者は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 発注者は、第一項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(第三者による代理受領)

第三十四条 受注者は、発注者の承諾を得て請負代金の全部又は一部の受領につき、第三者を代理人とすることができる。

- 2 発注者は、前項の規定により受注者が第三者を代理人とした場合において、受注者の提出する支払請求書に当該第三者が受注者の代理人である旨の明記がなされているときは、当該第三者に対して第三十二条の規定に基づく支払いをしなければならない。

(瑕疵担保)

第三十五条 発注者は、工事目的物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定

めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。ただし、瑕疵が重要ではなく、かつ、その修補に過分の費用を要するときは、発注者は、修補を請求することができない。

- 2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、第三十一条第四項又は第五項の規定による引渡しを受けた日から一年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は十年とする。
- 3 発注者は、工事目的物の引渡しの際に瑕疵があることを知ったときは、第一項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該瑕疵の修補又は損害賠償の請求をすることはできない。ただし、受注者がその瑕疵があることを知っていたときは、この限りでない。
- 4 発注者は、工事目的物が第一項の瑕疵により滅失又はき損したときは、第二項に定める期間内で、かつ、その滅失又はき損の日から六月以内に第一項の権利を行使しなければならない。
- 5 第一項の規定は、工事目的物の瑕疵が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

(履行遅滞の場合における損害金等)

第三十六条 受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

- 2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年二．九パーセントの割合で計算した額とする。
- 3 発注者の責めに帰すべき事由により、第三十二条第二項の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年二．九パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

(公共工事履行保証証券による保証の請求)

第三十七条 第四条第一項の規定によりこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証が付された場合において、受注者が次条第一項各号のいずれかに該当するときは、発注者は、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人に対して、他の建設業者を選定し、工事を完成させるよう請求することができる。

- 2 受注者は、前項の規定により保証人が選定し発注者が適当と認めた建設業者（以下この条において「代替履行業者」という。）から発注者に対して、この契約に基づく次の各号に定める受注者の権利及び義務を承継する旨の通知が行われた場合には、代替履行業者に対して当該権利及び義務を承継させる。

- 一 請負代金債権
- 二 工事完成債務
- 三 瑕疵担保債務（受注者が施工した出来形部分の瑕疵に係るものを除く。）
- 四 解除権

- 五 その他この契約に係る一切の権利及び義務（第二十八条の規定により受注者が施工した工事に関して生じた第三者への損害賠償債務を除く。）
- 3 発注者は、前項の通知を代替履行業者から受けた場合には、代替履行業者が同項各号に規定する受注者の権利及び義務を承継することを承諾する。
- 4 第一項の規定による発注者の請求があった場合において、当該公共工事履行保証証券の規定に基づき、保証人から保証金が支払われたときには、この契約に基づいて発注者に対して受注者が負担する損害賠償債務その他の費用の負担に係る債務（当該保証金の支払われた後に生じる違約金等を含む。）は、当該保証金の額を限度として、消滅する。

（発注者の解除権）

第三十八条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しないとき。
- 二 その責めに帰すべき事由により工期内に完成しないとき又は工期経過後相当の期間内に工事を完成する見込みが明らかでないとき認められるとき。
- 三 第十条第一項第二号に掲げる者を設置しなかったとき。
- 四 前三号に掲げる場合のほか、契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 五 第四十条第一項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- 六 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
 - イ 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたとき認められるとき。
 - ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき認められるとき。
 - ト 受注者が、イからホまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の

- 購入契約その他の契約の相手方としていた場合（へに該当する場合を除く。）に、
発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の十分の一に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第三十九条 発注者は、工事が完成するまでの間は、前条第一項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の解除権）

第四十条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第十九条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が三分の二以上減少したとき。
 - 二 第二十条の規定による工事の施工の中止期間が工期の十分の五（工期の十分の五が四月を超えるとときは、四月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後二月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
 - 三 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。
- 2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

（解除に伴う措置）

第四十一条 発注者は、この契約が解除された場合においては、出来形部分を検査の上、当該検査に合格した部分及び部分払の対象となった工事材料の引渡しを受けるものとし、当該引渡しを受けたときは、当該引渡しを受けた出来形部分に相応する請負代金を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、出来形部分を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
- 3 受注者は、この契約が解除された場合において、支給材料があるときは、第一項の出来形部分の検査に合格した部分に使用されているものを除き、発注者に返還しなければならない。この場合において、当該支給材料が受注者の故意若しくは過失により滅失若しくはき損したとき、又は出来形部分の検査に合格しなかった部分に使用されているときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 4 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品があるときは、当該貸与品を

発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 5 受注者は、この契約が解除された場合において、工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。
- 6 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等を修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。
- 7 第三項前段及び第四項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第三十八条の規定によるときは発注者が定め、前二条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第三項後段、第四項後段及び第五項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（火災保険等）

第四十二条 受注者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下この条において同じ。）等を設計図書に定めるところにより火災保険、建設工事保険その他の保険（これに準ずるものを含む。以下この条において同じ。）に付さなければならない。

- 2 受注者は、前項の規定により保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを直ちに発注者に提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事目的物及び工事材料等を第一項の規定による保険以外の保険に付したときは、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

（あっせん又は調停）

第四十三条 この契約書の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、建設業法による中央建設工事紛争審査会（以下次条において「審査会」という。）のあっせん又は調停によりその解決を図る。

- 2 前項の規定にかかわらず、現場代理人の職務の執行に関する紛争、監理技術者、専門技術者その他受注者が工事を施工するために使用している下請負人、労働者等の工事の施工又は管理に関する紛争及び監督員の職務の執行に関する紛争については、第十二条第三項の規定により受注者が決定を行った後若しくは同条第五項の規定により発注者が決定を行った後、又は発注者若しくは受注者が決定を行わずに同条第三項若しくは第五項の期間が経過した後でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停を請

求することができない。

(仲裁)

第四十四条 発注者及び受注者は、その一方又は双方が前条の審査会のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、同条の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

(情報通信の技術を利用する方法)

第四十五条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、申出、承諾、解除及び指示は、建設業法その他の法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第四十六条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

[別添]

仲 裁 合 意 書

工事名 労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事一式

工事場所 神奈川県川崎市多摩区長尾六丁目21番1号

平成27年12月 日に締結した上記建設工事の請負契約に関する紛争については、発注者及び受注者は、建設業法に規定する下記の建設工事紛争審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

管轄審査会名 中央建設工事紛争審査会

平成27年12月 日

発注者 東京都清瀬市梅園一丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理 事 長 小 川 康 恭

受注者 ○○県○○市○○○丁目○○番○○号
○○○○株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

〔裏面〕

仲裁合意書について

(一) 仲裁合意について

仲裁合意とは、裁判所への訴訟に代えて、紛争の解決を仲裁人に委ねることを約する当事者間の契約である。

仲裁手続によってなされる仲裁判断は、裁判上の確定判決と同一の効力を有し、たとえその仲裁判断の内容に不服があっても、その内容を裁判所で争うことはできない。

(二) 建設工事紛争審査会について

建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）は、建設工事の請負契約に関する紛争の解決を図るため建設業法に基づいて設置されており、同法の規定により、あっせん、調停及び仲裁を行う権限を有している。また、中央建設工事紛争審査会（以下「中央審査会」という。）は、国土交通省に、都道府県建設工事紛争審査会（以下「都道府県審査会」という。）は各都道府県にそれぞれ設置されている。審査会の管轄は、原則として、受注者が国土交通大臣の許可を受けた建設業者であるときは中央審査会、都道府県知事の許可を受けた建設業者であるときは当該都道府県審査会であるが、当事者の合意によって管轄審査会を定めることもできる。

審査会による仲裁は、三人の仲裁委員が行い、仲裁委員は、審査会の委員又は特別委員のうちから当事者が合意によって選定した者につき、審査会の会長が指名する。また、仲裁委員のうち少なくとも一人は、弁護士法の規定により弁護士となる資格を有する者である。

なお、審査会における仲裁手続は、建設業法に特別の定めがある場合を除き、仲裁法の規定が適用される。

談合等の不正行為に関する特約条項

発注者及び受注者が平成27年12月〇〇日付けで締結した労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事一式の契約（以下「本契約」という。）について、談合等の不正行為に関し、次の特約条項の締結を行うものとする。

（談合等の不正行為に係る解除）

第1条 発注者は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人の場合にあつては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 受注者又は受注者の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（受注者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

2 受注者は、本契約に関して、受注者又は受注者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第2条 受注者は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、発注者の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1項第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置

命令又は同法第66条第4項の規定による当該排除措置命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

二 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令又は同法第66条第4項の規定による当該納付命令の全部を取り消す審決が確定したとき。

三 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

四 受注者又は受注者の代理人が刑法第96条の3若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第3条 受注者が前条に規定する違約金を発注者の指定する期日までに支払わないときは、受注者は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年12月〇〇日

発注者 東京都清瀬市梅園1丁目4番6号
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
理事長 小川 康 恭

受注者 〇〇県〇〇市〇〇丁目〇〇番〇〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役社長 ○ ○ ○ ○

平成 年 月 日

入 札 書

独立行政法人 労働安全衛生総合研究所
理事長 殿

住 所
名 称
代表者名

件名
労働安全衛生総合研究所（登戸地区）恒温恒湿実験室改修工事 一式

本件につき、下記の金額にて入札いたします。

記

入札金額

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
			,			,			

(税込)

(担当者氏名)

(TEL)

(FAX)